

| 新  | 旧   | 備考  |
|--|---|---|
| <p data-bbox="409 541 1015 659">給水装置工事施行基準<br/>(2024.6 改正版)</p> <p data-bbox="439 1780 985 1827">鹿児島市水道局</p> | <p data-bbox="1626 541 2231 659">給水装置工事施行基準<br/>(2023.6 改正版)</p> <p data-bbox="1656 1780 2202 1827">鹿児島市水道局</p> | <p data-bbox="2546 1016 2724 1087">【修正】<br/>改正年月を変更</p> |

| 新   | 旧   | 備 考   |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 給水装置の概要</b></p> <p>1 水道の目的<br/>                     今日水は飲料その他の生活用水としてはもちろん、工業用水、農業用水等多種多様の用途に使われており、今後水の用途はますます広がる傾向にある。<br/>                     これらの用途の中で私達の生活に不可欠である飲料水としての供給を行う施設を「水道」といっており、現在水道は、衛生施設のみでなく利便施設の基盤的施設となっている。<br/>                     水道は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とするものである。</p> <p>2 給水装置の定義<br/>                     「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう（法第 3 条第 9 項）。<br/>                     なお、給水管、直結する給水用具とは、次のとおりである。<br/>                     「給水管」とは、管理者の配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管、又は他の給水管から分岐して設けられた管をいう。<br/>                     「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ゴムホース等、容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まない。<br/> <b>「特殊器具」とは、通常の使用において、加熱等に伴う残留塩素の消費や接触する材質の成分の溶出等により、常時水質基準に適合しない水を給水する給水用具をいう。</b><br/>                     ビル等でいったん水道水を受水槽に受けて給水する場合には、配水管から受水槽への注水口までが給水装置であり、受水槽以下はこれに当たらない。<br/>                     なお、「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいうと定義されており（法第 3 条第 11 項）、具体的には給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事をいう。この場合は、「工事」とは、工事に先立って行う調査から、計画の立案、工事の施工、竣工検査までの一連の過程の全部又は一部をいう。</p> <p>3 配水施設と給水装置<br/>                     (1) 水道水は、管理者が管理する水道施設を通して各需要者に供給される。水道施設は、水を人の飲用に適する水として給水するための施設の総体をいい、貯水施設・取水施設・導水施設・浄水施設・送水施設及び配水施設の全部又は一部より構成される。つまり、水道施設は、河川水や地下水等を原水として取水施設により取り入れ、浄水施設で沈殿・ろ過・殺菌等の処理を行い、飲用に適する水とし、送水施設及び配水施設を通して給水区域に配水するものである。<br/>                     (2) 給水装置と関わりの深い配水施設の役割は、浄水処理された水の水質を保持すること、</p> <p style="text-align: center;">1-1-1</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 給水装置の概要</b></p> <p>1 水道の目的<br/>                     今日水は飲料その他の生活用水としてはもちろん、工業用水、農業用水等多種多様の用途に使われており、今後水の用途はますます広がる傾向にある。<br/>                     これらの用途の中で私達の生活に不可欠である飲料水としての供給を行う施設を「水道」といっており、現在水道は、衛生施設のみでなく利便施設の基盤的施設となっている。<br/>                     水道は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とするものである。</p> <p>2 給水装置の定義<br/>                     「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう（法第 3 条第 9 項）。<br/>                     なお、給水管、直結する給水用具とは、次のとおりである。<br/>                     「給水管」とは、管理者の配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管、又は他の給水管から分岐して設けられた管をいう。<br/>                     「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ゴムホース等、容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まない。<br/>                     ビル等でいったん水道水を受水槽に受けて給水する場合には、配水管から受水槽への注水口までが給水装置であり、受水槽以下はこれに当たらない。<br/>                     なお、「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいうと定義されており（法第 3 条第 11 項）、具体的には給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事をいう。この場合は、「工事」とは、工事に先立って行う調査から、計画の立案、工事の施工、竣工検査までの一連の過程の全部又は一部をいう。</p> <p>3 配水施設と給水装置<br/>                     (1) 水道水は、管理者が管理する水道施設を通して各需要者に供給される。水道施設は、水を人の飲用に適する水として給水するための施設の総体をいい、貯水施設・取水施設・導水施設・浄水施設・送水施設及び配水施設の全部又は一部より構成される。つまり、水道施設は、河川水や地下水等を原水として取水施設により取り入れ、浄水施設で沈殿・ろ過・殺菌等の処理を行い、飲用に適する水とし、送水施設及び配水施設を通して給水区域に配水するものである。<br/>                     (2) 給水装置と関わりの深い配水施設の役割は、浄水処理された水の水質を保持すること、需要者の必要とする水量、水圧を適正に供給すること等であり、配水池・配水塔・高架タンク・配水管・ポンプ及びバルブその他の付属設備から構成される。</p> <p style="text-align: center;">1-1-1</p> | <p>【追記】<br/>                     特殊器具の定義を記載。<br/>                     （「第五版 水道法逐条解説」日本水道協会より一部抜粋）</p> |



| 新   | 旧   | 備 考                        |
|---|---|----------------------------|
| <p>う。</p> <p>断水連絡、布設替え、その他特に施工の時間が定められた箇所については、管理者や関係機関と事前に打合せを行い、指定時間内において円滑な工程の進行を図る。</p> <p>(3) 施工の確認<br/>管理者が常に施工状況の確認ができるよう必要な資料の提出及び報告等適切な処置を講じる。</p> <p>(4) 現場付近住民への説明等<br/>工事着手に先立ち、現場付近住民に対し、工事内容について、具体的な説明を行い、工事の施行について十分な協力が得られるよう努める。なお、工事内容を現場付近住民や通行人に周知させるための広報板等を使用し、必要な広報措置を行う。</p> <p>(5) 障害物の取扱い<br/>工事施工中他の者の所管に属する地下埋設物、地下施設その他工作物の移設・防護・切り廻し等を必要とするときは、速やかに管理者や埋設管等の管理者に申し出て、その指示を受ける。</p> <p>(6) 労働災害の防止<br/>「労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること」がないよう「労働安全衛生法」を遵守しなければならない。</p> <p>(7) 公衆災害の防止<br/>工事の施行に際し、騒音規制法・振動規制法・公害防止条例等関係法令等を遵守し、住民等の安全を確保する。また、建設物、道路等の施設に障害を及ぼさないよう十分に注意するとともに、沿道住民から騒音、振動、じんあい等による苦情が起こらないよう適切な措置を講じる必要がある。特に住宅地において、騒音を発する機械類を使用する際は、付近住民の了解を得るとともに、機械消音器の整備又は、消音覆い等の使用により騒音を軽減させる。</p> <p>(8) 安全行動の徹底<br/>過去の災害の尊い教訓等をもとに、労働安全衛生法令及び建設工事公衆災害防止対策要綱が制定されている。工事責任者（給水装置工事主任技術者）はこのことを重く受け止め、工事現場はチームプレーであることを念頭において、現場で働く工事従事者全員で安全行動の徹底を図るよう努めなければならない。</p> <p>(9) 応急措置<br/>工事の施行にあたり、事故が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに必要な措置を講じたうえ、事故の状況及び措置内容を管理者や関係機関に報告する。</p> <p>1-1-3</p> | <p>関係機関と事前に打合せを行い、指定時間内において円滑な工程の進行を図る。</p> <p>(3) 施工の確認<br/>管理者が常に施工状況の確認ができるよう必要な資料の提出及び報告等適切な処置を講じる。</p> <p>(4) 現場付近住民への説明等<br/>工事着手に先立ち、現場付近住民に対し、工事内容について、具体的な説明を行い、工事の施行について十分な協力が得られるよう努める。なお、工事内容を現場付近住民や通行人に周知させるための広報板等を使用し、必要な広報措置を行う。</p> <p>(5) 障害物の取扱い<br/>工事施工中他の者の所管に属する地下埋設物、地下施設その他工作物の移設・防護・切り廻し等を必要とするときは、速やかに管理者や埋設管等の管理者に申し出て、その指示を受ける。</p> <p>(6) 労働災害の防止<br/>「労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること」がないよう「労働安全衛生法」を遵守しなければならない。</p> <p>(7) 公衆災害の防止<br/>工事の施行に際し、騒音規制法・振動規制法・公害防止条例等関係法令等を遵守し、住民等の安全を確保する。また、建設物、道路等の施設に障害を及ぼさないよう十分に注意するとともに、沿道住民から騒音、振動、じんあい等による苦情が起こらないよう適切な措置を講じる必要がある。特に住宅地において、騒音を発する機械類を使用する際は、付近住民の了解を得るとともに、機械消音器の整備又は、消音覆い等の使用により騒音を軽減させる。</p> <p>(8) 安全行動の徹底<br/>過去の災害の尊い教訓等をもとに、労働安全衛生法令及び建設工事公衆災害防止対策要綱が制定されている。工事責任者（給水装置工事主任技術者）はこのことを重く受け止め、工事現場はチームプレーであることを念頭において、現場で働く工事従事者全員で安全行動の徹底を図るよう努めなければならない。</p> <p>(9) 応急措置<br/>工事の施行にあたり、事故が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに必要な措置を講じたうえ、事故の状況及び措置内容を管理者や関係機関に報告する。</p> <p>1-1-3</p> | <p>【修正】<br/>追記に伴うページずれ</p> |



| 新  | 旧  | 備 考  |
|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 給水装置工事の施行承認</p> <p>1.1 施行承認の意義</p> <p>給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>これは、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えないこと、また、水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためである。</p> <p>※ 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工したものは、条例第 32 条第 1 号の規定により過料が科せられる。</p> <p>1.2 施行承認する工事</p> <p>(1) 給水装置を新設する工事</p> <p>(2) 給水装置を改造する工事</p> <p>(3) 給水装置を修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省で定める給水装置の軽微な変更を除く)する工事</p> <p>(4) 給水装置を撤去する工事</p> <p>1.3 承認要件</p> <p>(1) 給水区域内であって、当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。</p> <p>(3) 当該給水装置の口径は適正であること。</p> <p>(4) 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。</p> <p>(5) メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。</p> <p>(6) 当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は、その既設給水装置を撤去すること。</p> <p>(7) その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1.4 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、施行規程に定める様式に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p>(1) 『給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書』(施行規程様式第 1 号)の所定欄に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p>ア 装置場所</p> <p>給水装置を使用する場所の所在地を記入する。</p> <p>イ 申請者、使用者</p> <p>給水装置を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入し押印する(自署の場合は押印不要)。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p style="text-align: center;">2-2-1</p> | <p style="text-align: center;">第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 給水装置工事の施行承認</p> <p>1.1 施行承認の意義</p> <p>給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>これは、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えないこと、また、水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためである。</p> <p>※ 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工したものは、条例第 32 条第 1 号の規定により過料が科せられる。</p> <p>1.2 施行承認する工事</p> <p>(1) 給水装置を新設する工事</p> <p>(2) 給水装置を改造する工事</p> <p>(3) 給水装置を修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省で定める給水装置の軽微な変更を除く)する工事</p> <p>(4) 給水装置を撤去する工事</p> <p>1.3 承認要件</p> <p>(1) 給水区域内であって、当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。</p> <p>(3) 当該給水装置の口径は適正であること。</p> <p>(4) 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。</p> <p>(5) メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。</p> <p>(6) 当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は、その既設給水装置を撤去すること。</p> <p>(7) その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1.4 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、施行規程に定める様式に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p>(1) 『給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書』(施行規程様式第 1 号)の所定欄に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p>ア 装置場所</p> <p>給水装置を使用する場所の所在地を記入する。</p> <p>イ 申請者、使用者</p> <p>給水装置を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入し押印する(自署の場合は押印不要)。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p style="text-align: center;">2-2-1</p> | <p style="text-align: center;">【修正】</p> <p>水道法の一部改正による整理</p> |

| 新                       |       |         |       |          |          |     |
|-------------------------|-------|---------|-------|----------|----------|-----|
| 種 別                     | 表示記号  | 種 別     | 表示記号  | 種 別      | 表示記号     |     |
| 給水栓類                    |       | 湯水混合水栓  |       | 特殊器具     |          |     |
| 図 3 - 17 給水栓類の表示記号(平面図) |       |         |       |          |          |     |
| 種 別                     | 表示記号  | 種 別     | 表示記号  | 種 別      | 表示記号     |     |
| 給水栓類                    |       | シャワーヘッド |       | フラッシュバルブ |          |     |
| ボールタップ                  |       | 湯水混合水栓  |       | 特殊器具     |          |     |
| 図 3 - 18 給水栓類の表示記号(立面図) |       |         |       |          |          |     |
| 名 称                     | 受水槽   | 高置水槽    | ポンプ   | 増圧装置     | 減圧式逆流防止器 |     |
| 表示記号                    |       |         |       |          |          |     |
| 図 3 - 19 受水槽その他の表示記号    |       |         |       |          |          |     |
| 名 称                     | 給 水 管 |         | 給 湯 管 |          | 撤 去      | 廃 止 |
| 線別                      | 新 設   | 既 設     | 新 設   | 既 設      | 実線を斜線で消す |     |
| 記入例                     |       |         |       |          |          |     |
| 図 3 - 20 工事別の表示記号       |       |         |       |          |          |     |

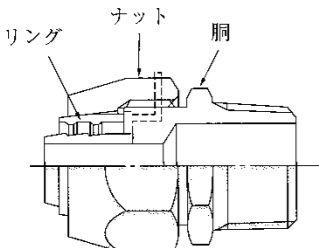
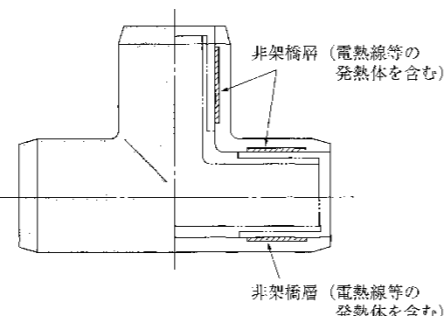
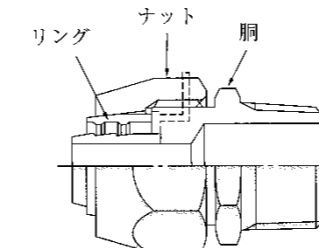
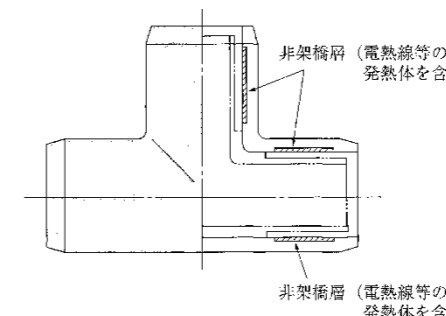
| 旧  |       |         |       |          |          |     |
|--|-------|---------|-------|----------|----------|-----|
| 種 別  | 表示記号  | 種 別     | 表示記号  | 種 別      | 表示記号     |     |
| 給水栓類   |       | 湯水混合水栓  |       | 特殊器具     |          |     |
| 注：ここで、特殊器具とは、特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓等をいう。 |       |         |       |          |          |     |
| 図 3 - 17 給水栓類の表示記号(平面図)                                    |       |         |       |          |          |     |
| 種 別  | 表示記号  | 種 別     | 表示記号  | 種 別      | 表示記号     |     |
| 給水栓類   |       | シャワーヘッド |       | フラッシュバルブ |          |     |
| ボールタップ   |       | 湯水混合水栓  |       | 特殊器具     |          |     |
| 注：ここで、特殊器具とは、特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓等をいう。 |       |         |       |          |          |     |
| 図 3 - 18 給水栓類の表示記号(立面図)                                    |       |         |       |          |          |     |
| 名 称  | 受水槽   | 高置水槽    | ポンプ   | 増圧装置     | 減圧式逆流防止器 |     |
| 表示記号   |       |         |       |          |          |     |
| 図 3 - 19 受水槽その他の表示記号                                       |       |         |       |          |          |     |
| 名 称  | 給 水 管 |         | 給 湯 管 |          | 撤 去      | 廃 止 |
| 線別   | 新 設   | 既 設     | 新 設   | 既 設      | 実線を斜線で消す |     |
| 記入例  |       |         |       |          |          |     |
| 図 3 - 20 工事別の表示記号  |       |         |       |          |          |     |

【削除】  
1-1-1 に定義記載の為  
注釈の削除

| 新   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| 表 3 - 15 給水管及び給水用具の使用箇所別一覧表   |  |  |  |
| 1 配水管の分岐箇所から水道メーターまでに使用する給水管で、管理者が指定するもの  |  |  |  |
| 施行箇所  | 管種   | 継手   | 口径   |
| 道<br>路<br>内<br>注2   | 水道用ポリエチレン管<br>(二層管) 1種 (JIS K 6762)                                | 水道用ポリエチレン管<br>金属継手 (JWWA B 116)                          | 20, 25, 40, 50   |
|   | 水道用硬質塩化<br>ビニルライニング鋼管<br>SGP-VB, SGP-VD<br>(JWWA K 116)            | 管端防食継手 (埋設用)<br>SGP-VD 用継手<br>日本金属継手協会<br>(JPF MP-003)   | 40, 50<br>※20mm及び25mmは、一部使用可<br>(図 3-95 参照)                |
|   | 水道用ステンレス鋼鋼管<br>SUS 304, SUS 316<br>(JWWA G 115)                    | 水道用ステンレス鋼<br>鋼管用継手<br>(JWWA G 116)                       | 20, 25   |
|   | ダクタイル鋳鉄管<br>(JIS G 5526) (JWWA G 113)<br>(JDPA G 1030, 1042, 1049) | ダクタイル鋳鉄異形管<br>(JIS G 5527) (JWWA G 114)<br>(JDPA G 1031) | (GX形) (NS形) (K形) 注1<br>75, 100, 150, 200<br>※管工事はGX形、K形を使用 |
|   | 水道配水用ポリエチレン管<br>(JWWA K 144) (PTC K 13)                            | 水道配水用ポリエチレン管継手<br>(JWWA K 145) (PTC K 13)                | 50, 75, 100<br>※管工事のみ使用                                    |
| 敷<br>地<br>内   | 水道用ポリエチレン管<br>(二層管) 1種<br>(JIS K 6762)                             | 水道用ポリエチレン管<br>金属継手 (JWWA B 116)<br>樹脂継手                  | 20, 25, 40, 50   |
|   | 水道用硬質塩化<br>ビニルライニング鋼管<br>SGP-VB, SGP-VD<br>(JWWA K 116)            | 管端防食継手 (埋設用)<br>SGP-VD 用継手<br>日本金属継手協会<br>(JPF MP-003)   | 20, 25, 40, 50, 75<br>100, 150                             |
|   | 水道用ステンレス鋼鋼管<br>SUS 304, SUS 316<br>(JWWA G 115)                    | 水道用ステンレス鋼<br>鋼管用継手<br>(JWWA G 116)                       | 20, 25, 40, 50   |
|   | ダクタイル鋳鉄管<br>(JIS G 5526) (JWWA G 113)<br>(JDPA G 1030, 1042, 1049) | ダクタイル鋳鉄異形管<br>(JIS G 5527) (JWWA G 114)<br>(JDPA G 1031) | (GX形) (NS形) (K形) 注1<br>75, 100, 150, 200<br>※管工事はGX形、K形を使用 |
|   | 水道用耐衝撃性<br>硬質ポリ塩化ビニル管<br>(JIS K 6742)                              | 水道用耐衝撃性<br>硬質ポリ塩化ビニル管継手<br>(JIS K 6743)                  | 第1止水栓より宅地内<br>20, 25, 40, 50                               |
| 給水管及び給水用具は、施行令第6条の規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合している製品(基準適合品)を使用すること。原則、配水管分岐部から第一止水栓または水道メーターまでの管種は同一管種を使用すること。       |  |  |  |
| 注1：K型の使用にあたっては、3DkN以上の離脱防止力を有する継手とする。   |  |  |  |
| 注2：「道路内」とは、「道路形態を有するもの」を指す。   |  |  |  |
| 2 国道（直轄）における給水管（φ50mm以下）の管種<br>詳細については、「国道（直轄）における給水管（φ50mm以下）の管種について」（資料17）を参照すること。                          |  |  |  |
| 3 水道メーターから敷地内で直結して設ける給水管及び給水用具<br>給水管及び給水用具は、施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合している製品(基準適合品)のなかから現場状況に応じたものを使用すること。 |  |  |  |
| 3-2-3   |  |  |  |

| 旧   |  |  |   |
|---|--|--|---|
| 表 3 - 15 給水管及び給水用具の使用箇所別一覧表   |  |  |   |
| 1 配水管の分岐箇所から水道メーターまでに使用する給水管で、管理者が指定するもの  |  |  |   |
| 施行箇所  | 管種   | 継手   | 口径  |
| 道<br>路<br>内<br>注2   | 水道用ポリエチレン管<br>(二層管) 1種 (JIS K 6762)                                | 水道用ポリエチレン管<br>金属継手 (JWWA B 116)                          | 20, 25, 40, 50                              |
|   | 水道用硬質塩化<br>ビニルライニング鋼管<br>SGP-VB, SGP-VD<br>(JWWA K 116)            | 管端防食継手 (埋設用)<br>SGP-VD 用継手<br>日本金属継手協会<br>(JPF MP-003)   | 40, 50<br>※20mm及び25mmは、一部使用可<br>(図 3-95 参照) |
|   | 水道用ステンレス鋼鋼管<br>SUS 304, SUS 316<br>(JWWA G 115)                    | 水道用ステンレス鋼<br>鋼管用継手<br>(JWWA G 116)                       | 20, 25                                      |
|   | ダクタイル鋳鉄管<br>(JIS G 5526) (JWWA G 113)<br>(JDPA G 1030, 1042, 1049) | ダクタイル鋳鉄異形管<br>(JIS G 5527) (JWWA G 114)<br>(JDPA G 1031) | 注1<br>(NS形) (K形) (GX形)<br>75, 100, 150, 200 |
|   | 水道配水用ポリエチレン管<br>(JWWA K 144) (PTC K 13)                            | 水道配水用ポリエチレン管継手<br>(JWWA K 145) (PTC K 13)                | 50<br>※管工事のみ使用                              |
| 敷<br>地<br>内   | 水道用ポリエチレン管<br>(二層管) 1種<br>(JIS K 6762)                             | 水道用ポリエチレン管<br>金属継手 (JWWA B 116)<br>樹脂継手                  | 20, 25, 40, 50                              |
|   | 水道用硬質塩化<br>ビニルライニング鋼管<br>SGP-VB, SGP-VD<br>(JWWA K 116)            | 管端防食継手 (埋設用)<br>SGP-VD 用継手<br>日本金属継手協会<br>(JPF MP-003)   | 20, 25, 40, 50, 75<br>100, 150              |
|   | 水道用ステンレス鋼鋼管<br>SUS 304, SUS 316<br>(JWWA G 115)                    | 水道用ステンレス鋼<br>鋼管用継手<br>(JWWA G 116)                       | 20, 25, 40, 50                              |
|   | ダクタイル鋳鉄管<br>(JIS G 5526) (JWWA G 113)<br>(JDPA G 1030, 1042, 1049) | ダクタイル鋳鉄異形管<br>(JIS G 5527) (JWWA G 114)<br>(JDPA G 1031) | 注1<br>(NS形) (K形) (GX形)<br>75, 100, 150, 200 |
|   | 水道用耐衝撃性<br>硬質ポリ塩化ビニル管<br>(JIS K 6742)                              | 水道用耐衝撃性<br>硬質ポリ塩化ビニル管継手<br>(JIS K 6743)                  | 第1止水栓より宅地内<br>20, 25, 40, 50                |
| 給水管及び給水用具は、施行令第6条の規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合している製品(基準適合品)を使用すること。  |  |  |   |
| 注1：K型の使用にあたっては、3DkN以上の離脱防止力を有する継手とする。   |  |  |   |
| 注2：「道路内」とは、「道路形態を有するもの」を指す。   |  |  |   |
| 2 国道（直轄）における給水管（φ50mm以下）の管種<br>詳細については、「国道（直轄）における給水管（φ50mm以下）の管種について」（資料17）を参照すること。                          |  |  |   |
| 3 水道メーターから敷地内で直結して設ける給水管及び給水用具<br>給水管及び給水用具は、施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合している製品(基準適合品)のなかから現場状況に応じたものを使用すること。 |  |  |   |
| 3-2-3   |  |  |   |

| 備考   |
|--|
| 【修正】<br>管工事におけるダクタイル鋳鉄管について、形式指定を追記        |
| 【追記】<br>管工事における水道配水用ポリエチレン管の口径に75、100mmを追記 |
| 【追記】<br>第一止水栓または水道メーターまでの管種指定について追記        |

| 新   | 旧   | 備考  |
|---|---|---|
| <p>(2) 架橋ポリエチレン管の接合</p> <p>接合には、メカニカル継手による接合と継手の本体に電熱線等の発熱体を埋め込んだ電気融着式接合がある。</p> <p>ア メカニカル継手による接合は、乳白色の単層管に使用する。</p> <p>イ 電気融着式接合は、緑色の二層管に使用する。</p> <p>(管をナット及びリングで締め付けて水密性を確保する継手)</p>  <p>図3-60 メカニカル継手による接合例</p> <p>(電気融着だけで水密性を確保する継手)</p>  <p>図3-61 電気融着式接合例</p> <p>(3) ポリブデン管の接合</p> <p>接合には、メカニカル継手による接合と継手の本体に電熱線等の発熱体を埋め込んだ電気融着式接合と熱融着式接合がある。</p> <p>ア メカニカル継手による接合</p> <p>管を継手に差し込み、ナット、バンド、スリーブ等を締め付ける接合やオリングにより水密性を確保する接合方法である。</p> <p>イ 電気融着式接合</p> <p>継手内部に埋めてあるニクロム線を電気により発熱させ、継手内面と管外面とを融着接合する。</p> <p>ウ 熱融着式接合</p> <p>ヒータで管の外面と継手の内面を加熱融着させて溶融した樹脂を接合する。</p> <p>(4) ライニング鋼管の接合</p> <p>硬質塩化ビニルライニング鋼管、耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管の接合は、ねじ接合が一般的である。</p> <p>ア ねじ接合</p> <p>(7) この接合は、専用ねじ切り機等で管端にねじを切り、ねじ込む方法がある。</p> <p>(イ) 使用するねじの規格としては、JIS B 0203「管用テーパねじ」が定められている。</p> <p>(ウ) ねじ切りに使用する切削油は、JWWA K 107に規定された水道用の水溶性切削</p> <p>3-3-11</p> | <p>(2) 架橋ポリエチレン管の接合</p> <p>接合には、メカニカル式接合と継手の本体に電熱線等の発熱体を埋め込んだ電気融着式接合がある。</p> <p>ア メカニカル式接合は、乳白色の単層管に使用する。</p> <p>イ 電気融着式接合は、緑色の二層管に使用する。</p> <p>(管をナット及びリングで締め付けて水密性を確保する継手)</p>  <p>図3-60 メカニカル接合例</p> <p>(電気融着だけで水密性を確保する継手)</p>  <p>図3-61 電気融着式接合例</p> <p>(3) ポリブデン管の接合</p> <p>接合には、メカニカル式接合と継手の本体に電熱線等の発熱体を埋め込んだ電気融着式接合と熱融着式接合がある。</p> <p>ア メカニカル式接合</p> <p>管を継手に差し込み、ナット、バンド、スリーブ等を締め付ける接合やオリングにより水密性を確保する接合方法である。</p> <p>イ 電気融着式接合</p> <p>継手内部に埋めてあるニクロム線を電気により発熱させ、継手内面と管外面とを融着接合する。</p> <p>ウ 熱融着式接合</p> <p>ヒータで管の外面と継手の内面を加熱融着させて溶融した樹脂を接合する。</p> <p>(4) ライニング鋼管の接合</p> <p>硬質塩化ビニルライニング鋼管、耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管の接合は、ねじ接合が一般的である。</p> <p>ア ねじ接合</p> <p>(7) この接合は、専用ねじ切り機等で管端にねじを切り、ねじ込む方法がある。</p> <p>(イ) 使用するねじの規格としては、JIS B 0203「管用テーパねじ」が定められている。</p> <p>(ウ) ねじ切りに使用する切削油は、JWWA K 107に規定された水道用の水溶性切削</p> <p>3-3-11</p> | <p>【修正】</p> <p>メカニカル接合について文言修正（技術指針修正に伴う）</p> |



新

**表 3 - 19**

| 呼 び 径 | ねじ込み山数 |
|-------|--------|
| 15mm  | 6山     |
| 20mm  | 7山     |
| 25 mm | 6山     |
| 32mm  | 7山     |
| 40mm  | 7山     |
| 50mm  | 9山     |
| 65mm  | 10山    |
| 80mm  | 11.5山  |
| 100mm | 14山    |

(5) 硬質塩化ビニル管の接合  
 ビニル管の接合は、接着剤を用いた TS 継手、ゴム輪形継手を使用する。

ア TS 継手による接合

(ア) 接着剤は、均一に薄く塗布する。

(イ) 接着剤を塗布後、直ちに継手に挿入し、管の戻りを防ぐため、口径 50 mm 以下は 30 秒以上、口径 75 mm 以上は 60 秒以上そのまま保持する。

(ウ) はみ出した接着剤は、直ちに拭きとる。接着剤の規格としては、JWWA S 101「水道用硬質塩化ビニル管の接着剤」が定められている。

(エ) 呼び径 40mm 以下は受口長さ L の位置、50mm 以上は図 3 - 63 の記載のゼロポイント（管外径と受口内径が一致する点）長さに表 3-20 の接着長さを加えた位置に標線を引くものとする。

ただし、呼び径40mm以下では、必ずしも継手のストッパー部まで入らない場合もあるが、それでも問題ない。

**図 3 - 63 TS 継手の接合例**

**表 3-20 呼び径ごとの受口長さ・接着長さ** 単位：mm

| 呼び径   | 13 | 16 | 20 | 25 | 30 | 40 | 50 | 65 | 75 | 100 | 125 | 150 |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 受け口長さ | 26 | 30 | 35 | 40 | 45 | 55 | —  | —  | —  | —   | —   | —   |
| 接着長さ  | —  | —  | —  | —  | —  | —  | 20 | 20 | 25 | 30  | 35  | 45  |

3-3-13

旧

**表 3 - 19**

| 呼 び 径 | ねじ込み山数 |
|-------|--------|
| 15mm  | 6山     |
| 20mm  | 7山     |
| 25 mm | 6山     |
| 32mm  | 7山     |
| 40mm  | 7山     |
| 50mm  | 9山     |
| 65mm  | 10山    |
| 80mm  | 11.5山  |
| 100mm | 14山    |

(5) 硬質塩化ビニル管の接合  
 ビニル管の接合は、接着剤を用いた TS 継手、ゴム輪形継手を使用する。

ア TS 継手による接合

(ア) 接着剤は、均一に薄く塗布する。

(イ) 接着剤を塗布後、直ちに継手に挿入し、管の戻りを防ぐため、口径 50 mm 以下は 30 秒以上、口径 75 mm 以上は 60 秒以上そのまま保持する。

(ウ) はみ出した接着剤は、直ちに拭きとる。接着剤の規格としては、JWWA S 101「水道用硬質塩化ビニル管の接着剤」が定められている。

(エ) 呼び径 40mm 以下は受口長さ L の位置、50mm 以上は図 3 - 63 の記載のゼロポイント（管外径と受口内径が一致する点）長さに P87 表（表 3-20）の接着長さを加えた位置に標線を引くものとする。

ただし、呼び径40mm以下では、必ずしも継手のストッパー部まで入らない場合もあるが、それでも問題ない。

**図 3 - 63 TS 継手の接合例**

**表 3-20 呼び径ごとの受口長さ・接着長さ** 単位：mm

| 呼び径   | 13 | 16 | 20 | 25 | 30 | 40 | 50 | 65 | 75 | 100 | 125 | 150 |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 受け口長さ | 26 | 30 | 35 | 40 | 45 | 55 | —  | —  | —  | —   | —   | —   |
| 接着長さ  | —  | —  | —  | —  | —  | —  | 20 | 20 | 25 | 30  | 35  | 45  |

3-3-13

【修正】  
 旧ページ表記のため修正

【修正】  
 ゼロポイント長さの名称変更（技術指針修正に伴う）

| 新   | 旧  | 備 考                            |
|---|--|--------------------------------|
| <p>3 基準適合性の証明方法</p> <p>3.1 自己認証</p> <p>(1) 自己認証</p> <p>製造者等は、自らの責任のもとで性能基準適合品を製造し若しくは輸入することのみならず、性能基準適合品であることを証明できなければ、消費者、指定給水工事業者及び管理者等の理解を得て販売することは困難となる。この証明を、製造者等が自ら又は製品試験機関等に委託して得たデータや作成した資料等によって行うことを自己認証という。</p> <p>(2) 自己認証の方法</p> <p>自己認証のための基準適合性の証明は、各製品が設計段階で基準省令に定める性能基準に適合していることの証明と当該製品が製造段階で品質の安定性が確保されていることの証明が必要となる。</p> <p>設計段階での基準適合性は、自らが得た検査データや資料により基準適合性を証明してもよく、また、第三者の製品検査機関に依頼して証明してもよい。</p> <p>一方、設計段階での基準適合性が証明されたからといってすべての製品が安全と直ちに言えるものではなく、製品品質の安定性の証明が重要となる。製品品質の安定性の証明には、ISO（国際標準化機構）9000シリーズの認証取得や活用等によって、品質管理が確実に行われている工場で製造される製品であることが製品品質の安定性の証明となる。</p> <p>そして、製品の基準適合性や品質の安定性を示す証明書等が、製品の種類ごとに、消費者、指定給水工事業者及び管理者等に提出されることになる。</p> <p>3.2 第三者認証</p> <p>(1) 第三者認証</p> <p>基準適合性の証明方法としては、自己認証のほかに製造業者等との契約により中立的な第三者機関が製品試験や工場検査等を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録し、認証製品であることを示すマークの表示を認める方法（以下「第三者認証」という。）がある。</p> <p>第三者認証を行う機関の要件及び業務実施方法については、国際整合化等の観点から、ISOのガイドライン（ISO/IECガイド65：製品認証機関のための一般的要求事項）に準拠したものであることが望ましい。なお、厚生労働省では、※「給水装置に係る第三者認証機関の業務等の指針」（平成9年6月30日）を定めている。</p> <p>※令和6年4月1日より厚生労働省から国土交通省・環境省へ所掌変更。</p> <p>(2) 第三者認証の方法</p> <p>第三者認証は、製造者等の希望に応じて第三者機関が基準に適合することを証明・認証する仕組みである。具体的には、自己認証が困難な製造業者や第三者認証の客観性に着目して、第三者による証明を望む製造者等が活用する制度である。この場合、第三者認証機関は、製品サンプル試験を行い、性能基準に適合しているか否かを判定するとともに、基準適合製品が安定・継続して製造されるか否か等の検査を行って、基準適合性</p> <p style="text-align: center;">参-11-2</p> | <p>3 基準適合性の証明方法</p> <p>3.1 自己認証</p> <p>(1) 自己認証</p> <p>製造者等は、自らの責任のもとで性能基準適合品を製造し若しくは輸入することのみならず、性能基準適合品であることを証明できなければ、消費者、指定給水工事業者及び管理者等の理解を得て販売することは困難となる。この証明を、製造者等が自ら又は製品試験機関等に委託して得たデータや作成した資料等によって行うことを自己認証という。</p> <p>(2) 自己認証の方法</p> <p>自己認証のための基準適合性の証明は、各製品が設計段階で基準省令に定める性能基準に適合していることの証明と当該製品が製造段階で品質の安定性が確保されていることの証明が必要となる。</p> <p>設計段階での基準適合性は、自らが得た検査データや資料により基準適合性を証明してもよく、また、第三者の製品検査機関に依頼して証明してもよい。</p> <p>一方、設計段階での基準適合性が証明されたからといってすべての製品が安全と直ちに言えるものではなく、製品品質の安定性の証明が重要となる。製品品質の安定性の証明には、ISO（国際標準化機構）9000シリーズの認証取得や活用等によって、品質管理が確実に行われている工場で製造される製品であることが製品品質の安定性の証明となる。</p> <p>そして、製品の基準適合性や品質の安定性を示す証明書等が、製品の種類ごとに、消費者、指定給水工事業者及び管理者等に提出されることになる。</p> <p>3.2 第三者認証</p> <p>(1) 第三者認証</p> <p>基準適合性の証明方法としては、自己認証のほかに製造業者等との契約により中立的な第三者機関が製品試験や工場検査等を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録し、認証製品であることを示すマークの表示を認める方法（以下「第三者認証」という。）がある。</p> <p>第三者認証を行う機関の要件及び業務実施方法については、国際整合化等の観点から、ISOのガイドライン（ISO/IECガイド65：製品認証機関のための一般的要求事項）に準拠したものであることが望ましい。なお、厚生労働省では、「給水装置に係る第三者認証機関の業務等の指針」（平成9年6月）を定めている。</p> <p>(2) 第三者認証の方法</p> <p>第三者認証は、製造者等の希望に応じて第三者機関が基準に適合することを証明・認証する仕組みである。具体的には、自己認証が困難な製造業者や第三者認証の客観性に着目して、第三者による証明を望む製造者等が活用する制度である。この場合、第三者認証機関は、製品サンプル試験を行い、性能基準に適合しているか否かを判定するとともに、基準適合製品が安定・継続して製造されるか否か等の検査を行って、基準適合性を認証したうえで、当該認証機関の認証マークを製品に表示することを認める。</p> <p style="text-align: center;">参-11-2</p> | <p>【追記】<br/>所掌変更に係る補足説明を追記</p> |

| 新   | 旧   | 備 考                           |
|---|---|-------------------------------|
| <p>参考文献</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「給水装置工事の手引き」 第2版 給水工事技術振興財団</li> <li>2. 「給水装置工事技術指針」 第2版 給水工事技術振興財団</li> <li>3. 「水道施設設計指針・解説」 2012年版 日本水道協会</li> <li>4. 「水道維持管理指針」 2006年版 日本水道協会</li> <li>5. 「配水管および給水装置の表示標準」 1977年版 日本水道協会</li> <li>6. 「検査品目写真集」 1992年版 日本水道協会</li> <li>7. 「水道工事標準仕様書」 平成13年 鹿児島市水道局水道部</li> <li>8. 「水道工事標準仕様書」 2010年版 日本水道協会</li> <li>9. 「空気調和衛生工学便覧」 第14版 空気調和・衛生工学会</li> <li>10. 「給排水・衛生設備計画設計の実務の知識」 2010年版 空気調和・衛生工学会</li> <li>11. 「水道用硬質塩化ビニル管技術資料」 塩化ビニル管, 継手協会</li> <li>12. 「建設用ステンレス配管マニュアル」 「配管マニュアル」 「配管ガイド」<br/>ステンレス協会</li> <li>13. 「水道用ライニング鋼管配管施工方法」 1996年版 日本水道鋼管協会</li> <li>14. 「電食防止の手引き」 東京電食防止対策委員会</li> <li>15. 「給排水設備技術基準・同解説」 2006年版 日本建設センター</li> <li>16. 「新・貯水槽の衛生管理」 第4版 ビル管理教育センター</li> <li>17. 「各都市給水装置設計施工基準」</li> <li>18. 「管工事施工管理技術テキスト施工編(改正版)」<br/>(財)地域開発研究所 管工事施工管理技術研究会</li> <li>19. 「給水装置」 改訂10版 大阪水道工業会研究所</li> <li>20. 「水道配水用ポリエチレン管施工マニュアル」 平成23年4月<br/>鹿児島市水道局水道部</li> <li>21. 「技術資料」 ポリブデン工業会</li> <li>22. 「JWWA規格」 日本水道協会</li> </ol> | <p>参考文献</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「給水装置工事の手引き」 第2版 給水工事技術振興財団</li> <li>2. 「給水装置工事技術指針」 第2版 給水工事技術振興財団</li> <li>3. 「水道施設設計指針・解説」 2012年版 日本水道協会</li> <li>4. 「水道維持管理指針」 2006年版 日本水道協会</li> <li>5. 「配水管および給水装置の表示標準」 1977年版 日本水道協会</li> <li>6. 「検査品目写真集」 1992年版 日本水道協会</li> <li>7. 「水道工事標準仕様書」 平成13年 鹿児島市水道局水道部</li> <li>8. 「水道工事標準仕様書」 2010年版 日本水道協会</li> <li>9. 「空気調和衛生工学便覧」 第14版 空気調和・衛生工学会</li> <li>10. 「給排水・衛生設備計画設計の実務の知識」 2010年版 空気調和・衛生工学会</li> <li>11. 「水道用硬質塩化ビニル管技術資料」 塩化ビニル管, 継手協会</li> <li>12. 「建設用ステンレス配管マニュアル」 ステンレス協会</li> <li>13. 「水道用ライニング鋼管配管施工方法」 1996年版 日本水道鋼管協会</li> <li>14. 「電食防止の手引き」 東京電食防止対策委員会</li> <li>15. 「給排水設備技術基準・同解説」 2006年版 日本建設センター</li> <li>16. 「新・貯水槽の衛生管理」 第4版 ビル管理教育センター</li> <li>17. 「各都市給水装置設計施工基準」</li> <li>18. 「管工事施工管理技術テキスト施工編(改正版)」<br/>(財)地域開発研究所 管工事施工管理技術研究会</li> <li>19. 「給水装置」 改訂10版 大阪水道工業会研究所</li> <li>20. 「水道配水用ポリエチレン管施工マニュアル」 平成23年4月<br/>鹿児島市水道局水道部</li> </ol> | <p>【修正・追記】<br/>参考文献の修正・追記</p> |